

令和3年度

ふれあいサロン・ネットワーク活動助成

人のいきいきとした暮らしに必要な地域の「仲間づくり・出会いの場づくり」を考え、家に閉じこもりがち、話し相手がいない、さびしいといった不安や悩みを持っている人と地域の人が、身近な所で気軽に集まることができる場所「つどいの場（ふれあいサロン）」をつくり、お互いがふれあいを深め、学びをすすめるなか、集いに参加できない人への友愛訪問活動を通じて心の交流を図り、誰もが地域で安心して暮らせる支援をしていく団体に対して活動を支援します。



1) 助成対象団体

- ・地域のつどい(ふれあいサロン)を実施することを、美咲町社会福祉協議会に登録した団体とします。
- ・参加者は少なくとも1回5人以上とします。

2) 助成対象活動

- ・参加者が身近な集会所やコミュニティに参加し、地域住民と参加者が一緒に企画し楽しい仲間づくり・ふれあい交流を実施する活動とします。
- ・年間に少なくとも6回以上は実施する活動とします。

3) 助成額

- ・このサロンを実施する場合には、社協の予算の範囲内で助成金を交付します。
- ・1) 及び2) の条件を満たした場合1団体に対し社協の定める基準配分で助成金を交付します。(活動助成 10,000円)

4) 助成金の使い道

- ・サロンを行うに当たって必要な経費に使うこととします。
例) 事務費・材料費(お弁当代含む)・研修費(講師代含む)等
※ただし、人件費は含みません。

5) 実施計画書・報告書の提出

- ・この事業を実施しようとする団体は、別紙に定める計画書・報告書を指定の期間内に提出してください。

6) その他

活動中の事故補償について
ボランティア活動保険
ボランティア行事用保険(一日保険)
送迎サービス補償

